

付 議 第 3 号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案に係る 意見聴取に関する議案

平成26年9月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成4年教育委員会規則第1号）第2条第5号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。

第 号

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年9月 日提出

高知県知事 尾崎 正直

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例

高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）の一部を次のように改正する。
題名の次に次の目次及び章名を付する。

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 連携型外認定こども園（第3条―第5条）

第3章 幼保連携型認定こども園（第6条―第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

第1条中「第7条第1項」を「第2条第6項」に、「（以下）」を「（次条第2号において）」に改める。

第2条中「、法」を「、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び
内閣府
運営に関する基準（平成26年文部科学省令第1号）」に改め、同条各号を次のように改め
厚生労働省
る。

（1） 幼保連携型認定こども園 法第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を
いう。

（2） 連携型外認定こども園 次に掲げる幼保連携型認定こども園以外の認定こども園
をいう。

ア 幼稚園型認定こども園 次のいずれかに該当する施設をいう。

（ア） 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該
教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子ども
に対する教育を行う幼稚園

（イ） 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が

一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

a 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

b 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

イ 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

ウ 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

第2条の次に次の章名を付する。

第2章 連携型外認定こども園

第3条を次のように改める。

（連携型外認定こども園の認定の要件）

第3条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める連携型外認定こども園の認定の要件は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

（1）法第3条第1項の条例で定める幼稚園又は保育所等である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第2項各号に掲げる基準に従い定める基準 同項各号に掲げる基準

（2）法第3条第1項の条例で定める幼稚園又は保育所等である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第2項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準 別表に定める基準

（3）法第3条第3項の条例で定める幼稚園及び保育機能施設である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第4項各号に掲げる基準に従い定める基準 同項各号に掲げる基準

（4）法第3条第3項の条例で定める幼稚園及び保育機能施設である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第4項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準 別表に定める基準

第5条の見出し中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に改め、同条第1項中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に改め、同条第2項中「第6条」を「第28条」に改める。

第6条を第21条とし、同条の前に次の章名を付する。

第4章 雑則

第5条の次に次の章名及び15条を加える。

第3章 幼保連携型認定こども園

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準)

第6条 法第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

(1) 法第13条第2項第1号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第9条、第10条及び第18条（高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成25年高知県条例第21号。以下「児童福祉施設基準条例」という。）第11条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。）並びに附則第2項及び第4項の規定による基準

(2) 法第13条第2項第2号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第11条、第12条第1項から第6項まで、第18条（児童福祉施設基準条例第11条ただし書及び第47条第8号の規定を読み替えて準用する部分に限る。）及び第19条並びに附則第3項及び第5項から第7項までの規定による基準

(3) 法第13条第2項第3号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第14条第1項（第1号及び第2号に係る部分に限る。）、第17条及び第18条（児童福祉施設基準条例第12条から第14条まで、第16条（第4項ただし書及び第6項を除く。）、第21条及び第48条（後段を除く。）の規定を読み替えて準用する部分に限る。）の規定による基準

(4) 法第13条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項の主務省令で定める基準を参酌して定める基準 次条から第19条まで及び附則第2項から第7項までに定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの

(設備運営基準の目的)

第7条 この章において定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準（次条において「設備運営基準」という。）は、教育委員会の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(設備運営基準の向上)

第8条 教育委員会は、その管理に属する第20条第1項の規定により設置された高知県幼保連携型認定こども園審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(学級の編制に関する基準)

第9条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(人員に関する基準)

第10条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 前項の場合において、特別の事情があるときは、保育教諭等は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児に対する教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下この章において同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
満3歳以上満4歳に満たない園児	おおむね20人につき1人
満1歳以上満3歳に満たない園児	おおむね6人につき1人
満1歳に満たない園児	おおむね3人につき1人
備考	
1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この表において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この表において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であつ	

て、園児に対する教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

- 2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに同表の右欄の園児の数に基づいて算定した職員の数を合計した数とする。
- 3 この表の満4歳以上の園児の項又は満3歳以上満4歳に満たない園児の項に係る員数がそれぞれの学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。
- 4 園長が専任でない場合は、原則として、この表に定める員数に1人を加えるものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第48条（後段を除く。）の規定に基づき調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあつては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

- (1) 副園長又は教頭
- (2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭
- (3) 事務職員
(園舎及び園庭)

第11条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所（以下この条において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第47条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは、保育室等を2階に、前項ただし書の規定に基づき園舎を3階建て以上とする場合であつて、第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第47条第8号イからクまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳に満たない園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。

- (1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
-----	----

1 学級	180平方メートル
2 学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

(2) 満3歳に満たない園児の数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積
7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2 学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3 学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積

(2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳に満たない園児の数を乗じて得た面積
(園舎に備えるべき設備)

第12条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備にあつては、満2歳に満たない保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第48条（後段を除く。）に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について

当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳に満たない園児のうちほふくしない者の数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳に満たない園児のうちほふくする者の数を乗じて得た面積

(3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積

7 第1項各号に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

(園具及び教具)

第13条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児の数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 園具及び教具は、常にこれらを改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第14条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。

(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間(次号において「教育時間」という。)は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間(満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。次項において同じ。)は、1日につき8時間を原則とすること。

2 前項第3号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第15条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要であると認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。この場合においては、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(連携型外認定こども園の認定の基準の準用)

第16条 幼保連携型認定こども園の運営については、別表の7の(9)及び(10)、8並びに9に規定する基準を準用する。

(学校教育法施行規則の準用)

第17条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「園児(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児をいう。以下この条において同じ。)が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設基準条例の準用)

第18条 児童福祉施設基準条例第6条、第7条第1項、第2項及び第4項、第10条から第14条まで、第16条(第4項ただし書及び第6項を除く。)、第21条、第22条(第2項を除く。)、第47条第8号、第48条(後段を除く。)並びに第52条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
児童福祉施設基準条例第6条第1項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準(次項において

		「設備運営基準」という。)
児童福祉施設基準 条例第6条第2項	最低基準	設備運営基準
児童福祉施設基準 条例第7条第1項	入所している者	園児（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第6項に規定する園児をいう。以下同じ。）
児童福祉施設基準 条例第7条第2項	児童の	園児の
児童福祉施設基準 条例第7条第4項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
児童福祉施設基準 条例第10条第1項	法	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
児童福祉施設基準 条例第11条	他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて	その運営上必要があると認められる場合は
	設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に	職員又は設備の一部を、職員にあっては他の学校又は社会福祉施設の職員に、設備にあっては他の学校、社会福祉施設等の設備に
	入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員	園児に対する保育に直接従事する職員並びに乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所

児童福祉施設基準 条例第12条	入所している者	園児
	入所に	入園に
児童福祉施設基準 条例第13条	入所している児童	園児
	当該児童	当該園児
児童福祉施設基準 条例第14条	児童福祉施設の長	園長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項の園長をいう。第52条において同じ。）
	入所している児童等に対し、法第47条第1項の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項	法第47条第3項
	その児童等	園児
児童福祉施設基準 条例第16条第1項	入所している者	保育を必要とする子どもに該当する園児
	第11条	高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）第18条において読み替えて準用する第11条
	社会福祉施設	学校、社会福祉施設等
児童福祉施設基準 条例第16条第2項 及び第3項	入所している者	園児
児童福祉施設基準	児童の	園児の

条例第16条第5項		
児童福祉施設基準 条例第21条	利用者	園児
児童福祉施設基準 条例第22条第1項	援助	教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援
	入所している者	園児
児童福祉施設基準 条例第22条第3項	援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る	教育及び保育並びに子育ての支援について、
児童福祉施設基準 条例第47条第8号	又は遊戯室	、遊戯室又は便所
児童福祉施設基準 条例第47条第8号 ア	耐火建築物又は同条第9号の3に規定する準耐火建築物（同号ロに該当するものを除く。）	耐火建築物
児童福祉施設基準 条例第47条第8号 イ	施設又は設備が	設備が
児童福祉施設基準 条例第47条第8号 ウ	施設及び設備	設備
児童福祉施設基準 条例第47条第8号 カ	乳幼児	園児

児童福祉施設基準 条例第48条	第16条第1項	高知県認定こども園条例第18条 において読み替えて準用する第 16条第1項
	満3歳以上の幼児	満3歳以上の園児
児童福祉施設基準 条例第48条第1号 及び第4号	幼児	園児
児童福祉施設基準 条例第48条第5号	乳幼児	園児
児童福祉施設基準 条例第52条	保育所の長	園長
	入所している乳幼児	園児
	保育	教育及び保育

(幼稚園設置基準の準用)

第19条 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(高知県幼保連携型認定こども園審議会の設置等)

第20条 法第25条の規定に基づき、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として高知県幼保連携型認定こども園審議会を設置する。

2 高知県幼保連携型認定こども園審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附則を附則第1項とし、同項に見出しとして「(施行期日)」を付し、附則に次の6項を加える。

(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)

2 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例（平成26年高知県条例第 号）の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年間は、同条例による改正後の高知県認定こども園条例（以下「新条例」という。）第10条第3項の規定にかかわらず、みなし幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推

進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下この項において「一部改正法」という。）附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員の配置については、なお従前の例によることができる。

- 3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、新条例第11条から第13条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

（幼保連携型認定こども園の人員に関する基準に係る特例）

- 4 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園における新条例第10条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

（幼保連携型外認定こども園の設備に関する基準に係る特例）

- 5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例第11条第3項及び第7項並びに第12条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句				
第11条第3項	第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第47条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすとき	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるとき				
第11条第7項	（1）次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積	（1）次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積 <table border="1" data-bbox="927 1818 1361 1986"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級</td> <td>330 + 30 × (学級数)</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	2学級	330 + 30 × (学級数)
学級数	面積					
2学級	330 + 30 × (学級数)					

	<table border="1"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> <tr> <td>2 学級 以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3 学級 以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル</td> </tr> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積	2 学級 以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	3 学級 以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル	<table border="1"> <tr> <td>以下</td> <td>$- 1)$ 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3 学級 以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル</td> </tr> </table>	以下	$- 1)$ 平方メートル	3 学級 以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル
学級数	面積											
2 学級 以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル											
3 学級 以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル											
以下	$- 1)$ 平方メートル											
3 学級 以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル											
第12条第6項	<p>(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳に満たない園児のうちほふくしない者の数を乗じて得た面積</p> <p>(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳に満たない園児のうちほふくする者の数を乗じて得た面積</p> <p>(3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>	<p>(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳に満たない園児のうちほふくしない者の数を乗じて得た面積</p> <p>(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳に満たない園児のうちほふくする者の数を乗じて得た面積</p>										

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例第11条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第3項	園舎が第18条において読み替えて	園舎が児童福祉施設基準条例

	準用する児童福祉施設基準条例								
第11条第6項	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180平方メートル</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	1学級	180平方メートル	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル		(1) 満3歳以上の園児の数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積
学級数	面積								
1学級	180平方メートル								
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル								
第11条第7項	<p>(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積</p> <p>ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル</td> </tr> </tbody> </table> <p>イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積</p>	学級数	面積	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル		(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積
学級数	面積								
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル								
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル								

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（新条例第11条第7項第1号に掲げる面積以上の面積のものに限る。）を設け

るものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児に対する教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動することができる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用することができる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用することができる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

別表中「認定こども園の認定の」を「連携型外認定こども園の認定の」に改め、同表の1の(1)中「認定こども園に置く」を「連携型外認定こども園に置く教育及び」に、

- 「ウ 満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上
エ 満3歳以上満4歳に満たない子どものうち保育所と同様に1日に8時間程度利用する者（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上
オ 満4歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね30人につき1人以上」

を

- 「ウ 満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね20人につき1人以上
エ 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上」

に改め、同表の1中

- 「(2) (1)のウにかかわらず、幼保連携型認定こども園を構成する保育所及び保育所型認定こども園にあつては、短時間利用児を受け入れる場合は、満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の保育に従事する者を置くこと。
- (3) 満3歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員に担当させること。
- (4) (3)の場合において、1学級の子ども数は、35人以下とすること。ただし、幼保連携型認定こども園を構成する保育所及び保育所型認定こども園にあつては、満3歳以上満4歳に満たない子どもについては20人以下、満4歳以上の子どもについては30人以下とすること。」

を

- 「(2) 満3歳以上の子どもであつて、教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者をいう。）及び教育及び保育時間相当利用児（保育所と同様に1日に8時間程度利用する者をいう。）に共通の4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員に担当させること。この場合において、1学級の子ども数は、35人以

下とすること。 」
 に改め、同表の2の(1)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に、「(2)において同じ」を「以下同じ」に改め、同表の2の(2)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に、「保育に」を「教育及び保育に」に改め、「(昭和24年法律第147号)」を削り、「をいう」を「をいう。5の(3)において同じ」に改め、同表の2の(4)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に改め、同表の3の(1)中「幼保連携施設」を「連携施設」に、「保育所等」を「保育機能施設」に改め、同表の3の(2)中「移動できる」を「移動することができる」に改め、同表の3中
 「(3) 認定こども園の園舎の面積は、教育委員会規則で定める基準に適合すること。 」

を
 「(3) 連携型外認定こども園の園舎の面積（満3歳に満たない子どもに対する保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳に満たない子どもに対する保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもに対する保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること。ただし、その保育室又は遊戯室の面積が(5)のアの本文（満2歳に満たない子どもに対する保育を行うときにあっては、その保育室又は遊戯室の面積に係る(5)のアの本文及びその乳児室又はほふく室の面積に係る(10)）に規定する基準を満たすときを除く（幼稚園型認定こども園にあっては、当該幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設が当該基準を満たすときの当該幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設に限る。）。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

に改め、同表の3の(4)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に改め、同表の3中

「(5) (4)の施設の面積は、教育委員会規則で定める基準に適合すること。 」
 を
 「(5) (4)の施設の面積は、次に掲げる基準に適合すること。
 ア 保育室又は遊戯室の面積は、1.98平方メートルに満2歳以上の子どもの数を乗じて得た面積以上であること。ただし、満3歳以上の子どもについて、幼稚

園型認定こども園において、その園舎の面積（満3歳に満たない子どもに対する保育を行う場合にあつては、満2歳以上満3歳に満たない子どもに対する保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもに対する保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）が(3)の本文に規定する基準を満たすときを除く（幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園が当該基準を満たすときの当該幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園に限る。）。

イ 屋外遊戯場の面積は、幼稚園型認定こども園にあつては次に掲げる面積を合計した面積以上、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあつては(イ)に掲げる面積以上であること。

(ア) 連携型外認定こども園を構成する幼稚園における次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

(イ) 3.3平方メートルに連携型外認定こども園を構成する保育所又は保育機能施設に入所させる満2歳以上の子どもの数を乗じて得た面積

ウ 調理室の面積は、当該連携型外認定こども園に受け入れる子どもに対する食事の提供をするために支障のない面積以上であること。」

に改め、同表の3の(6)中「、幼保連携型認定こども園を構成する保育所」を削り、「認可外保育施設」を「保育機能施設」に、「当該認定こども園」を「当該連携型外認定こども園」に改め、同表の3中

「(7) 認定こども園において子どもに対して食事を提供する場合は、当該認定こども園内の施設で調理する方法により行わなければならないこと。ただし、教育委員会規則で定める要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な加熱、保存等の調理のための機能を有する設備を備えていること。

(8) 認定こども園において満2歳に満たない子どもに対する保育を行う場合は、乳児室又はほふく室を設けていること。

(9) (8)の施設の面積は、教育委員会規則で定める基準に適合すること。」

を

「(7) 連携型外認定こども園において子どもに対して食事の提供をする場合は、当該連携型外認定こども園内の施設で調理する方法により行わなければならないこと。ただし、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該連携型外認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該連携型外認定こども園外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該連携型外認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該連携型外認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。

ア 子どもに対する食事の提供の責任が当該連携型外認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

イ 当該連携型外認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士（栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する栄養士をいう。以下(7)において同じ。）により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士による必要な配慮が行われること。

ウ 調理業務の受託者を、当該連携型外認定こども園における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする。

エ 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、食物アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができること。

オ 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成するとともに、当該計画に基づく食事の提供に努めること。

(8) 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、(4)にかかわらず、調理室を備えないことができること。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えていること。

(9) 連携型外認定こども園において満2歳に満たない子どもに対する保育を行う場合は、乳児室又はほふく室を設けていること。

(10) (9)の施設の面積は、乳児室にあっては1.65平方メートルに満2歳に満たな

い子どもの数を乗じて得た面積以上、ほふく室にあつては3.3平方メートルに満
2歳に満たない子どもの数を乗じて得た面積以上であること。」

に改め、同表の4の(1)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に、「内容は」
を「内容は、法第6条の規定に基づき、法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼
保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえ」に
改め、同表の4の(2)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に改め、同表中

「5 子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等

認定こども園においては、教育委員会規則で定める事項に留意して、子どもの教
育及び保育に従事する者の資質の向上等が図られること。

6 子育て支援事業

認定こども園においては、保護者及び地域の子育て力を高める視点に立ち、教育
委員会規則で定める事項に留意して、子育て支援事業が実施されること。」

を

「5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上等

連携型外認定こども園においては、次に掲げる事項に留意して、子どもに対する
教育及び保育に従事する者の資質の向上等が図られること。

(1) 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は、教育及び保育の要であり、
自らその向上に努めること。

(2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには、日々の指導計画の作
成、教材の準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の
時間及び休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。

(3) 幼稚園の教員の免許状を有する者と保育士の資格を有する者との相互理解
を図ること。

(4) 連携型外認定こども園の長及び職員に対する連携型外認定こども園の内外
での適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、当該研修の機会を確
保することができるよう勤務体制の組立て等に配慮すること。

(5) 連携型外認定こども園の長には、連携型外認定こども園を一つの園として
多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用してい
く調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

6 子育て支援事業

連携型外認定こども園においては、保護者及び地域の子育て力を高める視点に立
ち、次に掲げる事項に留意して、子育て支援事業が実施されること。

(1) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの
場の提供等の保護者への支援を通して保護者の子育て力の向上を積極的に支援
すること。この場合においては、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、地
域の子育て世帯に対して働きかけていくよう努めること。

(2) 保護者が希望するときに利用することが可能な体制を確保するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則
内閣府
(平成26年文部科学省令第2号)第2条各号に掲げる事業のうち複数の事業を厚生労働省
週3日以上実施すること。

(3) 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性及び資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、特定非営利活動法人、専門機関等と連携する等、様々な地域の人材及び社会資源をいかしていくこと。」

に改め、同表の7の(1)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に改め、同表の7の(2)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に、「児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育時間」を「教育及び保育の時間」に改め、同表の7の(3)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に、「児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児」を「保育を必要とする子ども」に、「保育」を「教育及び保育」に改め、同表の7の(4)、(5)、(6)、(7)、(8)、(9)及び(10)並びに8の(1)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に改め、同表の8の(2)中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に、「定期的に避難、救出その他必要な訓練を」を「避難、救出その他必要な訓練を定期的に(避難及び消火に対する訓練にあっては、毎月1回以上)」に改め、同表の9及び10中「認定こども園」を「連携型外認定こども園」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(幼保連携型認定こども園以外の認定こども園に関する経過措置)

2 この条例の施行の日から起算して5年間は、この条例による改正後の高知県認定こども園条例別表の1の(1)の規定にかかわらず、同日の前日において現に存する幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の職員の配置については、なお従前の例によることができる。

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案説明

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）が施行されることに伴い、幼保連携型認定

内閣府

こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年文部科学省令第1
厚生労働省

号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条
第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める

内閣府

施設の設備及び運営に関する基準（平成26年7月文部科学省告示第2号）の制定等を考慮
厚生労働省

して認定こども園の認定の基準等について必要な改正をするとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）の規定に基づき幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係る事項等を調査審議させるため、高知県幼保連携型認定こども園審議会を設置しようとするものである。

高知県認定こども園条例の一部を改正する条例議案要綱

1 条例改正の目的

この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号）が施行されることに伴い、
内閣府
 認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年文部科学省令
厚生労働省
 第1号）及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律
内閣府
 第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣
厚生労働省
 が定める施設の設備及び運営に関する基準（平成26年7月文部科学省告示第2号）の制
 定等を考慮して認定こども園の認定の基準等について必要な改正をするとともに、就
 学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第
 77号。以下「法」という。）の規定に基づき幼保連携型認定こども園の設置等の認可に
 係る事項等を調査審議させるため、高知県幼保連携型認定こども園審議会を設置しよう
 とするものである。

2 主要な内容

- (1) 法の一部改正等に伴い、定義規定の整備等を行うこと。（第1条、第2条及び第5条）
- (2) 幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園（以下「連携型外認定子ども園」という。）の認定の基準について必要な改正をすること。（第3条及び別表）
- (3) 幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準として、次に掲げる事項について定めること。（第6条から第19条まで）
 - ア 設備運営基準の目的
 - イ 設備運営基準の向上
 - ウ 学級の編制に関する基準
 - エ 人員に関する基準
 - オ 園舎及び園庭
 - カ 園舎に備えるべき設備
 - キ 園具及び教具
 - ク 教育及び保育を行う期間及び時間
 - ケ 子育て支援事業の内容
 - コ 連携型外認定子ども園の認定の基準の準用

サ 学校教育法施行規則の準用等

- (4) 法第25条の規定に基づき、幼保連携型認定こども園の設置等の認可に係る事項等を調査審議させるため、高知県幼保連携型認定こども園審議会を設置するとともに、同審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めることとする。 (第20条)

3 施行期日

この条例は、規則で定める日から施行する。

新 旧 対 照 表
新 旧

高知県認定こども園条例（抜粋）

高知県認定こども園条例（抜粋）

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 連携型外認定こども園（第3条－第5条）

第3章 幼保連携型認定こども園（第6条－第20条）

第4章 雑則（第21条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に定めるもののほか、法第2条第6項に規定する認定こども園（次条第2号において「認定こども園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準内閣府（平成26年文部科学省令第1号）において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 幼保連携型認定こども園 法第2条第7項に規定する幼保

（趣旨）

第1条 この条例は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）に定めるもののほか、法第7条第1項に規定する認定こども園（以下「認定こども園」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法において使用する用語の例によるほか、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1） 幼保連携型認定こども園 幼稚園及び保育所のそれぞれの

連携型認定こども園をいう。

(2) 連携型外認定こども園 次に掲げる幼保連携型認定こども園以外の認定こども園をいう。

ア 幼稚園型認定こども園 次にいずれかに該当する施設をいう。

(ア) 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに対する教育を行う幼稚園

(イ) 幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

a 当該施設を構成する保育機能施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第

用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 当該施設を構成する保育所において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法（昭和22年法律第26号）第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

イ 当該施設を構成する保育所に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

(2) 幼稚園型認定こども園 次にいずれかに該当する施設をいう。

ア 幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行う幼稚園

23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

b 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

イ 保育所型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。

ウ 地方裁量型認定こども園 保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し

イ 幼稚園及び認可外保育施設（児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省厚生労働省令第3号）第1条各号に掲げる施設を除く。）をいう。以下同じ。）のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であって、次のいずれかに該当するもの

（ア） 当該施設を構成する認可外保育施設において、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり、当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

（イ） 当該施設を構成する認可外保育施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うこと。

学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

第2章 連携型外認定こども園

(連携型外認定こども園の認定の要件)

第3条 法第3条第1項及び第3項の条例で定める連携型外認定こども園の認定の要件は、次の各号に掲げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

- (1) 法第3条第1項の条例で定める幼稚園又は保育所等である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第2項各号に掲げる基準に従い定める基準 同項各号に掲げる基準
- (2) 法第3条第1項の条例で定める幼稚園又は保育所等である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第2項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準 別表に定める基準

(3) 保育所型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所

(4) 地方裁量型認定こども園 児童福祉法第39条第1項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満3歳以上の子どもを保育し、かつ、満3歳以上の子どもに対し学校教育法第23条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う認可外保育施設

(認定こども園の認定の要件)

第3条 法第3条第1項の条例で定める要件は、同条第2項各号に掲げる基準及び別表に定める基準に適合することとする。

2 法第3条第3項の条例で定める要件は、同条第4項各号に掲げる基準及び別表に定める基準に適合することとする。

(3) 法第3条第3項の条例で定める幼稚園及び保育機能施設である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第4項各号に掲げる基準に従い定める基準 同項各号に掲げる基準

(4) 法第3条第3項の条例で定める幼稚園及び保育機能施設である連携型外認定こども園の認定の要件に関し、同条第4項の主務大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準を参酌して定める基準 別表に定める基準

(保育所型認定こども園の認定の有効期間)

第4条 法第5条第1項の保育所に係る法第3条第1項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して4年を経過した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の末日までとする。

(連携型外認定こども園の認定の辞退及び休止の届出)

第5条 連携型外認定こども園の設置者は、連携型外認定こども園の認定を辞退し、又は連携型外認定こども園を休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、法第28条に規定する方法により、同条に規定する者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。

第3章 幼保連携型認定こども園

(幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準)

第6条 法第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準は、次の各号に掲

(保育所型認定こども園の認定の有効期間)

第4条 法第5条第1項の保育所に係る法第3条第1項の認定の有効期間は、当該認定の日から起算して4年を経過した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）の末日までとする。

(認定こども園の認定の辞退及び休止の届出)

第5条 認定こども園の設置者は、認定こども園の認定を辞退し、又は認定こども園を休止しようとするときは、あらかじめ、その旨を高知県教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出なければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による届出があったときは、法第6条に規定する方法により、同条に規定する者に対し、当該届出に係る事項についてその周知を図るものとする。

げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

(1) 法第13条第2項第1号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第9条、第10条及び第18条 (高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例 (平成25年高知県条例第21号。以下「児童福祉施設基準条例」という。)) 第11条ただし書の規定を読み替えて準用する部分に限る。) 並びに附則第2項及び第4項の規定による基準

(2) 法第13条第2項第2号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第11条、第12条第1項から第6項まで、第18条 (児童福祉施設基準条例第11条ただし書及び第47条第8号の規定を読み替えて準用する部分に限る。) 及び第19条並びに附則第3項及び第5項から第7項までの規定による基準

(3) 法第13条第2項第3号に掲げる事項について同項の主務省令で定める基準に従い定める基準 第14条第1項 (第1号及び第2号に係る部分に限る。)、第17条及び第18条 (児童福祉施設基準条例第12条から第14条まで、第16条 (第4項ただし書及び第6項を除く。)、第21条及び第48条 (後段を除く。)) の規定を読み替えて準用する部分に限る。) の規定による基準

(4) 法第13条第2項各号に掲げる事項以外の事項について同項の主務省令で定める基準を参酌して定める基準 次条から第19条まで及び附則第2項から第7項までに定める基準のうち、前3号に定める規定による基準以外のもの

(設備運営基準の目的)

第7条 この章において定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準（次条において「設備運営基準」という。）は、教育委員会の監督に属する幼保連携型認定こども園の園児が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な養成又は訓練を受けた職員の指導により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

（設備運営基準の向上）

第8条 教育委員会は、その管理に属する第20条第1項の規定により設置された高知県幼保連携型認定こども園審議会の意見を聴き、その監督に属する幼保連携型認定こども園に対し、設備運営基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 県は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

（学級の編制に関する基準）

第9条 満3歳以上の園児については、教育課程に基づく教育を行うため、学級を編制するものとする。

2 1学級の園児数は、35人以下を原則とする。

3 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

（人員に関する基準）

第10条 幼保連携型認定こども園には、各学級ごとに、担当する専任の主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭（次項において「保育教諭等」という。）を1人以上置かなければならない。

2 前項の場合において、特別の事情があるときは、保育教諭等

は、専任の副園長若しくは教頭が兼ね、又は当該幼保連携型認定こども園の学級数の3分の1の範囲内で、専任の助保育教諭若しくは講師をもって代えることができる。

3 幼保連携型認定こども園に置く園児に対する教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下この章において同じ。）に直接従事する職員の数は、次の表の左欄に掲げる園児の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める員数以上とする。ただし、当該職員の数は、常時2人を下回ってはならない。

園児の区分	員数
満4歳以上の園児	おおむね30人につき1人
満3歳以上満4歳に満たない園児	おおむね20人につき1人
満1歳以上満3歳に満たない園児	おおむね6人につき1人
満1歳に満たない園児	おおむね3人につき1人

備考

1 この表に定める員数は、副園長（幼稚園の教諭の普通免許状（教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条第2項に規定する普通免許状をいう。以下この表において同じ。）を有し、かつ、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の18第1項の登録（以下この表において「登録」という。）を受けた者に限る。）、教頭（幼稚園の教諭の普通免許状を有し、かつ、登録を受けた者に限る。）、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭又は講師であって、園児に対する教育及び保育に直接従事するものの数をいう。

2 この表に定める員数は、同表の左欄の園児の区分ごとに

同表の右欄の園児の数に基づいて算定した職員の数を合計した数とする。

3 この表の満4歳以上の園児の項又は満3歳以上満4歳に満たない園児の項に係る員数がそれぞれの学級数を下回るときは、当該学級数に相当する数を当該員数とする。

4 園長が専任でない場合は、原則として、この表に定める員数に1人を加えるものとする。

4 幼保連携型認定こども園には、調理員を置かなければならない。ただし、第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第48条（後段を除く。）の規定に基づき調理業務の全部を委託する幼保連携型認定こども園にあっては、調理員を置かないことができる。

5 幼保連携型認定こども園には、次に掲げる職員を置くよう努めなければならない。

(1) 副園長又は教頭

(2) 主幹養護教諭、養護教諭又は養護助教諭

(3) 事務職員

(園舎及び園庭)

第11条 幼保連携型認定こども園には、園舎及び園庭を備えなければならない。

2 園舎は、2階建て以下を原則とする。ただし、特別の事情がある場合は、3階建て以上とすることができる。

3 乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室及び便所（以下この条において「保育室等」という。）は、1階に設けるものとする。ただし、園舎が第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準

条例第47条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすときは、保育室等を2階に、前項ただし書の規定に基づき園舎を3階建て以上とする場合であって、第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第47条第8号イからクまでに掲げる要件を満たすときは、保育室等を3階以上の階に設けることができる。

4 前項ただし書の場合において、3階以上の階に設けられる保育室等は、原則として、満3歳に満たない園児の保育の用に供するものでなければならない。

5 園舎及び園庭は、同一の敷地内又は隣接する位置に設けることを原則とする。

6 園舎の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。

(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

(2) 満3歳に満たない園児の数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積

7 園庭の面積は、次に掲げる面積を合計した面積以上とする。

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積

ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積

(2) 3.3平方メートルに満2歳以上満3歳に満たない園児の数を乗じて得た面積
(園舎に備えるべき設備)

第12条 園舎には、次に掲げる設備（第2号に掲げる設備にあつては、満2歳に満たない保育を必要とする子どもを入園させる場合に限る。）を備えなければならない。ただし、特別の事情があるときは、保育室と遊戯室及び職員室と保健室とは、それぞれ兼用することができる。

(1) 職員室

(2) 乳児室又はほふく室

(3) 保育室

(4) 遊戯室

(5) 保健室

(6) 調理室

(7) 便所

(8) 飲料水用設備、手洗用設備及び足洗用設備

2 保育室（満3歳以上の園児に係るものに限る。）の数は、学級数を下回ってはならない。

3 満3歳以上の園児に対する食事の提供について、第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第48条（後段を除く。）に規定する方法により行う幼保連携型認定こども園にあつては、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園において

は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該幼保連携型認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

4 園児に対する食事の提供について、幼保連携型認定こども園内で調理する方法により行う園児の数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼保連携型認定こども園は、第1項の規定にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えなければならない。

5 飲料水用設備は、手洗用設備又は足洗用設備と区別して備えなければならない。

6 次の各号に掲げる設備の面積は、それぞれ当該各号に定める面積以上とする。

(1) 乳児室 1.65平方メートルに満2歳に満たない園児のうちほふくしない者の数を乗じて得た面積

(2) ほふく室 3.3平方メートルに満2歳に満たない園児のうちほふくする者の数を乗じて得た面積

(3) 保育室又は遊戯室 1.98平方メートルに満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積

7 第1項各号に掲げる設備のほか、園舎には、次に掲げる設備を備えるよう努めなければならない。

(1) 放送聴取設備

(2) 映写設備

(3) 水遊び場

(4) 園児清浄用設備

(5) 図書室

(6) 会議室

(園具及び教具)

第13条 幼保連携型認定こども園には、学級数及び園児の数に応じ、教育上及び保育上、保健衛生上並びに安全上必要な種類及び数の園具及び教具を備えなければならない。

2 園具及び教具は、常にこれらを改善し、補充しなければならない。

(教育及び保育を行う期間及び時間)

第14条 幼保連携型認定こども園における教育及び保育を行う期間及び時間は、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。

(1) 毎学年の教育週数は、特別の事情のある場合を除き、39週を下回ってはならないこと。

(2) 教育に係る標準的な1日当たりの時間（次号において「教育時間」という。）は、4時間とし、園児の心身の発達の程度、季節等に適切に配慮すること。

(3) 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間（満3歳以上の保育を必要とする子どもに該当する園児については、教育時間を含む。次項において同じ。）は、1日につき8時間を原則とすること。

2 前項第3号の時間については、その地方における園児の保護者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、園長がこれを定めるものとする。

(子育て支援事業の内容)

第15条 幼保連携型認定こども園における保護者に対する子育ての支援は、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、子育てを自ら実践する力の向上を積極的に支援することを旨として、教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て支援事業のうち、その所在する地域における教育及び保育に対する需要に照らし当該地域において実施することが必要であると認められるものを、保護者の要請に応じ適切に提供し得る体制の下で行うものとする。この場合においては、地域の人材及び社会資源の活用を図るよう努めるものとする。

(連携型外認定こども園の認定の基準の準用)

第16条 幼保連携型認定こども園の運営については、別表の7の(9)及び(10)、8並びに9に規定する基準を準用する。

(学校教育法施行規則の準用)

第17条 学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号)第54条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条中「児童が」とあるのは「園児(就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第14条第6項に規定する園児をいう。以下この条において同じ。)」が」と、「児童の」とあるのは「園児の」と読み替えるものとする。

(児童福祉施設基準条例の準用)

第18条 児童福祉施設基準条例第6条、第7条第1項、第2項及び第4項、第10条から第14条まで、第16条(第4項ただし書及び第6項を除く。)、第21条、第22条(第2項を除く。)、第47条第

8号、第48条（後段を除く。）並びに第52条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる児童福祉施設基準条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
児童福祉施設基準条例第6条第1項	最低基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第13条第1項の条例で定める幼保連携型認定こども園の学級の編制、人員、設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）
児童福祉施設基準条例第6条第2項	最低基準	設備運営基準
児童福祉施設基準条例第7条第1項	入所している者	園児（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第

		<u>6項に規定する園児をいう。以下同じ。)</u>
<u>児童福祉施設基準条例第7条第2項</u>	<u>児童の</u>	<u>園児の</u>
<u>児童福祉施設基準条例第7条第4項</u>	<u>法</u>	<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>
<u>児童福祉施設基準条例第10条第1項</u>	<u>法</u>	<u>就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律</u>
<u>児童福祉施設基準条例第11条</u>	<u>他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じて</u>	<u>その運営上必要があると認められる場合は</u>
	<u>設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に</u>	<u>職員又は設備の一部を、職員にあつては他の学校又は社会福祉施設の職員に、設備にあつては他の学校、社会福祉施設等の設備に</u>
	<u>入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している</u>	<u>園児に対する保育に直接従事する職員並びに乳児室、ほふく室、保</u>

	<u>者の保護に直接従事する職員</u>	<u>育室、遊戯室及び便所</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第12 条</u>	<u>入所している者</u>	<u>園児</u>
	<u>入所に</u>	<u>入園に</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第13 条</u>	<u>入所している児童</u>	<u>園児</u>
	<u>当該児童</u>	<u>当該園児</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第14 条</u>	<u>児童福祉施設の長</u>	<u>園長（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第14条第1項の園長をいう。第52条において同じ。）</u>
	<u>入所している児童等に対し、法第47条第1項の規定により親権を行う場合であって懲戒するとき又は同条第3項</u>	<u>法第47条第3項</u>
	<u>その児童等</u>	<u>園児</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第16 条第1項</u>	<u>入所している者</u>	<u>保育を必要とする子どもに該当する園児</u>
	<u>第11条</u>	<u>高知県認定こども園条例（平成18年高知県条例第49号）第18条にお</u>

		<u>いて読み替えて準用する第11条</u>
	<u>社会福祉施設</u>	<u>学校、社会福祉施設等</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第16 条第2項及び 第3項</u>	<u>入所している者</u>	<u>園児</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第16 条第5項</u>	<u>児童の</u>	<u>園児の</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第21 条</u>	<u>利用者</u>	<u>園児</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第22 条第1項</u>	<u>援助</u>	<u>教育及び保育（満3歳に満たない園児については、その保育。以下同じ。）並びに子育ての支援</u>
	<u>入所している者</u>	<u>園児</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第22 条第3項</u>	<u>援助に関し、当該措置又は助産の実施、母子保護の実施若しくは保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置</u>	<u>教育及び保育並びに子育ての支援について、</u>

	<u>に係る</u>	
<u>児童福祉施設 基準条例第47 条第8号</u>	<u>又は遊戯室</u>	<u>、遊戯室又は便所</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第47 条第8号ア</u>	<u>耐火建築物又は同条第 9号の3に規定する準 耐火建築物（同号口に 該当するものを除 く。）</u>	<u>耐火建築物</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第47 条第8号イ</u>	<u>施設又は設備が</u>	<u>設備が</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第47 条第8号ウ</u>	<u>施設及び設備</u>	<u>設備</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第47 条第8号カ</u>	<u>乳幼児</u>	<u>園児</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第48 条</u>	<u>第16条第1項</u>	<u>高知県認定こども園条 例第18条において読み 替えて準用する第16条 第1項</u>
	<u>満3歳以上の幼児</u>	<u>満3歳以上の園児</u>
<u>児童福祉施設 基準条例第48</u>	<u>幼児</u>	<u>園児</u>

条第1号及び 第4号		
児童福祉施設 基準条例第48 条第5号	乳幼児	園児
児童福祉施設 基準条例第52 条	保育所の長 入所している乳幼児 保育	園長 園児 教育及び保育

(幼稚園設置基準の準用)

第19条 幼稚園設置基準（昭和31年文部省令第32号）第7条の規定は、幼保連携型認定こども園について準用する。この場合において、同条第1項中「幼児の教育上」とあるのは「その運営上」と、同条第2項中「施設及び設備」とあるのは「設備」と読み替えるものとする。

(高知県幼保連携型認定こども園審議会の設置等)

第20条 法第25条の規定に基づき、同条の幼保連携型認定こども園に関する審議会その他の合議制の機関として高知県幼保連携型認定こども園審議会を設置する。

2 高知県幼保連携型認定こども園審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第4章 雑則

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、法及びこの条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。
(みなし幼保連携型認定こども園に関する経過措置)
- 2 高知県認定こども園条例の一部を改正する条例（平成26年高知県条例第 号）の施行の日（以下「施行日」という。）から起算して5年間は、同条例による改正後の高知県認定こども園条例（以下「新条例」という。）第10条第3項の規定にかかわらず、
みなし幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第66号。以下この項において「一部改正法」という。）附則第3条第1項の規定により法第17条第1項の設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園（一部改正法による改正前の法第7条第1項に規定する認定こども園である同法第3条第3項に規定する幼保連携施設（幼稚園及び保育所で構成されるものに限る。）をいう。）をいう。次項において同じ。）の職員の配置については、なお従前の例によることができる。
- 3 みなし幼保連携型認定こども園の設備については、新条例第11条から第13条までの規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。
(幼保連携型認定こども園の人員に関する基準に係る特例)
- 4 施行日から起算して5年間は、副園長又は教頭を置く幼保連携型認定こども園における新条例第10条第3項の規定の適用については、同項の表備考1中「かつ、」とあるのは、「又は」とすることができる。

この条例は、規則で定める日から施行する。

(幼保連携型外認定こども園の設備に関する基準に係る特例)

5 施行日の前日において現に幼稚園（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該幼稚園を廃止し、当該幼稚園と同一の所在場所において、当該幼稚園の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例第11条第3項及び第7項並びに第12条第6項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第11条第3項	第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例第47条第8号ア、イ及びカに掲げる要件を満たすとき	建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物で、園児の待避上必要な設備を備えるとき
第11条第7項	(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積	(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級 以下	$330 + 30 \times$ $(\text{学級数} -$ $1)$ 平方メ ートル
3学級 以上	$400 + 80 \times$ $(\text{学級数} -$ $3)$ 平方メ ートル

イ 3.3平方メートル
に満3歳以上の園児
の数を乗じて得た面
積

学級数	面積
2学級 以下	$330 + 30 \times$ $(\text{学級数} -$ $1)$ 平方メ ートル
3学級 以上	$400 + 80 \times$ $(\text{学級数} -$ $3)$ 平方メ ートル

第12条第
6項

- (1) 乳児室 1.65平方
メートルに満2歳に満
たない園児のうちほふ
くしない者の数を乗じ
て得た面積
- (2) ほふく室 3.3平
方メートルに満2歳に
満たない園児のうちほ
ふくする者の数を乗じ
て得た面積
- (3) 保育室又は遊戯室
1.98平方メートルに

- (1) 乳児室 1.65平方
メートルに満2歳に満
たない園児のうちほふ
くしない者の数を乗じ
て得た面積
- (2) ほふく室 3.3平
方メートルに満2歳に
満たない園児のうちほ
ふくする者の数を乗じ
て得た面積

満2歳以上の園児の数を乗じて得た面積

6 施行日の前日において現に保育所（その運営の実績その他により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。以下同じ。）を設置している者が、当該保育所を廃止し、当該保育所と同一の所在場所において、当該保育所の設備を用いて幼保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園に係る新条例第11条第3項、第6項及び第7項の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句						
第11条第3項	園舎が第18条において読み替えて準用する児童福祉施設基準条例	園舎が児童福祉施設基準条例						
第11条第6項	<p>(1) 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180平方メートル</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×(学級数-</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積	1学級	180平方メートル	2学級以上	320+100×(学級数-	<p>(1) 満3歳以上の園児の数に応じ、次条第6項の規定により算定した面積</p>
学級数	面積							
1学級	180平方メートル							
2学級以上	320+100×(学級数-							

2) 平方メートル

第11条第7項

(1) 次に掲げる面積のうちいずれか大きい面積
 ア 次の表の左欄に掲げる学級数に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

イ 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積

(1) 3.3平方メートルに満3歳以上の園児の数を乗じて得た面積

7 施行日の前日において現に幼稚園又は保育所を設置している者が、当該幼稚園又は保育所を廃止し、当該幼稚園又は保育所と同一の所在場所において、当該幼稚園又は保育所の設備を用いて幼

保連携型認定こども園を設置する場合における当該幼保連携型認定こども園であって、当該幼保連携型認定こども園の園舎と同一の敷地内又は隣接する位置に園庭（新条例第11条第7項第1号に掲げる面積以上の面積のものに限る。）を設けるものは、当分の間、同条第5項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件の全てを満たす場所に園庭を設けることができる。この場合において、当該幼保連携型認定こども園は、満3歳以上の園児に対する教育及び保育に支障がないようにしなければならない。

- (1) 園児が安全に移動することができる場所であること。
- (2) 園児が安全に利用することができる場所であること。
- (3) 園児が日常的に利用することができる場所であること。
- (4) 教育及び保育の適切な提供が可能な場所であること。

別表（第3条関係）

連携型外認定こども園の認定の基準

1 職員の配置

(1) 連携型外認定こども園に置く教育及び保育に従事する者の人数は、次のとおりとすること。ただし、常時2人を下回ってはならないこと。

ア 満1歳に満たない子どもおおむね3人につき1人以上

イ 満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上

ウ 満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね20人につき1

別表（第3条関係）

認定こども園の認定の基準

1 職員の配置

(1) 認定こども園に置く保育に従事する者の人数は、次のとおりとすること。ただし、常時2人を下回ってはならないこと。

ア 満1歳に満たない子どもおおむね3人につき1人以上

イ 満1歳以上満3歳に満たない子どもおおむね6人につき1人以上

ウ 満3歳以上の子どものうち幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者（以下「短時間利用児」という。）おおむね35人につき1人以上

エ 満3歳以上満4歳に満たない子どものうち保育所と同様に

人以上

エ 満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上

(2) 満3歳以上の子どもであって、教育時間相当利用児（幼稚園と同様に1日に4時間程度利用する者をいう。）及び教育及び保育時間相当利用児（保育所と同様に1日に8時間程度利用する者をいう。）に共通の4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員に担当させること。この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下とすること。

2 職員の資格

(1) 1により連携型外認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳に満たない子どもに対する保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。以下同

1日に8時間程度利用する者（以下「長時間利用児」という。）おおむね20人につき1人以上

オ 満4歳以上の子どものうち長時間利用児おおむね30人につき1人以上

(2) (1)のウにかかわらず、幼保連携型認定こども園を構成する保育所及び保育所型認定こども園にあつては、短時間利用児を受け入れる場合は、満3歳以上満4歳に満たない子どもおおむね20人につき1人以上、満4歳以上の子どもおおむね30人につき1人以上の保育に従事する者を置くこと。

(3) 満3歳以上の子どもについては、短時間利用児及び長時間利用児に共通の4時間程度の利用時間においては、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、各学級ごとに少なくとも1人の職員に担当させること。

(4) (3)の場合において、1学級の子どもの数は、35人以下とすること。ただし、幼保連携型認定こども園を構成する保育所及び保育所型認定こども園にあつては、満3歳以上満4歳に満たない子どもについては20人以下、満4歳以上の子どもについては30人以下とすること。

2 職員の資格

(1) 1により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳に満たない子どもに対する保育に従事する者は、保育士（児童福祉法第18条の4に規定する保育士をいう。(2)において同

じ。)の資格を有する者であること。

- (2) 1により連携型外認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもに対する教育及び保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状(教育職員免許法第4条第2項及び第4項に規定する免許状をいう。5の(3)において同じ。)及び保育士の資格を併有する者であること。
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合は、これらに準ずるものとして教育委員会規則で定める基準に適合すること。
- (4) 連携型外認定こども園の長(連携型外認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。以下同じ。)は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、当該連携型外認定こども園の管理及び運営を行う能力を有すること。

3 施設設備

- (1) 法第3条第3項に規定する連携施設については、当該連携施設を構成する幼稚園及び保育機能施設のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備((2)において「建物等」という。)が同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていること。
- (2) (1)にかかわらず、建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていない場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- イ 子どもが徒歩で安全に移動することができること。

じ。)の資格を有する者であること。

- (2) 1により認定こども園に置くものとされる職員のうち満3歳以上の子どもに対する保育に従事する者は、幼稚園の教員の免許状(教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条第2項及び第4項に規定する免許状をいう。)及び保育士の資格を併有する者であること。
- (3) (1)又は(2)に該当しない場合は、これらに準ずるものとして教育委員会規則で定める基準に適合すること。
- (4) 認定こども園の長(認定こども園の一体的な管理運営をつかさどる者をいう。以下同じ。)は、教育及び保育並びに子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう、当該認定こども園の管理及び運営を行う能力を有すること。

3 施設設備

- (1) 法第3条第3項に規定する幼保連携施設については、当該幼保連携施設を構成する幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備((2)において「建物等」という。)が同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていること。
- (2) (1)にかかわらず、建物等が同一の敷地内又は隣接する敷地内に設置されていない場合は、次に掲げる要件を満たすこと。
- ア 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。
- イ 子どもが徒歩で安全に移動できること。

(3) 連携型外認定こども園の園舎の面積（満3歳に満たない子どもに対する保育を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳に満たない子どもに対する保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもに対する保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。）は、次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積以上であること。ただし、その保育室又は遊戯室の面積が(5)のアの本文（満2歳に満たない子どもに対する保育を行うときにあっては、その保育室又は遊戯室の面積に係る(5)のアの本文及びその乳児室又はほふく室の面積に係る(10)）に規定する基準を満たすときを除く（幼稚園型認定こども園にあっては、当該幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設が当該基準を満たすときの当該幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設に限る。）。

学級数	面積
1学級	180平方メートル
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$ 平方メートル

(4) 連携型外認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けていること。

(5) (4)の施設の面積は、次に掲げる基準に適合すること。

ア 保育室又は遊戯室の面積は、1.98平方メートルに満2歳以上の子どもの数を乗じて得た面積以上であること。ただし、満3歳以上の子どもについて、幼稚園型認定こども園において、その園舎の面積（満3歳に満たない子どもに対する保育

(3) 認定こども園の園舎の面積は、教育委員会規則で定める基準に適合すること。

(4) 認定こども園には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場及び調理室を設けていること。

(5) (4)の施設の面積は、教育委員会規則で定める基準に適合すること。

を行う場合にあっては、満2歳以上満3歳に満たない子どもに対する保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設設備の面積及び満2歳に満たない子どもに対する保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設設備の面積を除く。)が(3)の本文に規定する基準を満たすときを除く(幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園が当該基準を満たすときの当該幼稚園型認定こども園を構成する幼稚園に限る。)

イ 屋外遊戯場の面積は、幼稚園型認定こども園にあっては次に掲げる面積を合計した面積以上、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園にあっては(イ)に掲げる面積以上であること。

(ア) 連携型外認定こども園を構成する幼稚園における次の表の左欄に掲げる学級数の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める面積

学級数	面積
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$ 平方メートル
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$ 平方メートル

(イ) 3.3平方メートルに連携型外認定こども園を構成する保育所又は保育機能施設に入所させる満2歳以上の子どもの数を乗じて得た面積

ウ 調理室の面積は、当該連携型外認定こども園に受け入れる子どもに対する食事の提供をするために支障のない面積以上であること。

(6) (4)及び(5)にかかわらず、幼稚園型認定こども園を構成する保育機能施設、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定

(6) (4)及び(5)にかかわらず、幼保連携型認定こども園を構成する保育所、幼稚園型認定こども園を構成する認可外保育施

こども園にあっては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該連携型外認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができること。

ア～エ 略

(7) 連携型外認定こども園において子どもに対して食事の提供をする場合は、当該連携型外認定こども園内の施設で調理する方法により行わなければならないこと。ただし、次に掲げる要件の全てを満たす場合に限り、当該連携型外認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該連携型外認定こども園外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該連携型外認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該連携型外認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えていること。

ア 子どもに対する食事の提供の責任が当該連携型外認定こども園にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。

イ 当該連携型外認定こども園又は他の施設、保健所、市町村等に配置されている栄養士（栄養士法（昭和22年法律第245号）第1条第1項に規定する栄養士をいう。以下(7)において同じ。）により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあること等、栄養士による必要な配慮が行われること。

ウ 調理業務の受託者を、当該連携型外認定こども園における

設、保育所型認定こども園及び地方裁量型認定こども園にあっては、屋外遊戯場を次に掲げる要件を満たす当該認定こども園の付近にある適当な場所に代えることができること。

ア～エ 略

(7) 認定こども園において子どもに対して食事を提供する場合は、当該認定こども園内の施設で調理する方法により行わなければならないこと。ただし、教育委員会規則で定める要件を満たす場合に限り、当該認定こども園の満3歳以上の子どもに対する食事の提供について、当該認定こども園外の施設で調理し、搬入する方法により行うことができること。この場合において、当該認定こども園は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該認定こども園において行うことが必要な加熱、保存等の調理のための機能を有する設備を備えていること。

給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行することができる能力を有する者とする。

エ 子どもの年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、食物アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、子どもの食事の内容、回数及び時機に適切に応ずることができる。

オ 食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、子どもの発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画を作成するとともに、当該計画に基づく食事の提供に努める。

(8) 幼稚園型認定こども園の子どもに対する食事の提供について、当該幼稚園型認定こども園内で調理する方法により行う子どもの数が20人に満たない場合においては、当該食事の提供を行う幼稚園型認定こども園は、(4)にかかわらず、調理室を備えないことができる。この場合において、当該幼稚園型認定こども園においては、当該食事の提供について当該方法により行うために必要な調理設備を備えている。

(9) 連携型外認定こども園において満2歳に満たない子どもに対する保育を行う場合は、乳児室又はほふく室を設けている。

(10) (9)の施設の面積は、乳児室にあつては1.65平方メートルに満2歳に満たない子どもの数を乗じて得た面積以上、ほふく室にあつては3.3平方メートルに満2歳に満たない子どもの数を乗じて得た面積以上である。

4 教育及び保育の内容

(8) 認定こども園において満2歳に満たない子どもに対する保育を行う場合は、乳児室又はほふく室を設けている。

(9) (8)の施設の面積は、教育委員会規則で定める基準に適合すること。

4 教育及び保育の内容

(1) 連携型外認定こども園における教育及び保育の内容は、法第6条の規定に基づき、法第10条第1項の規定により主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項を踏まえ、幼稚園教育要領及び厚生労働省が定める保育所保育指針に基づくものであるとともに、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の連携型外認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) (1)のほか、連携型外認定こども園における教育及び保育の内容は、教育委員会規則で定める基準に適合すること。

5 子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上等
連携型外認定こども園においては、次に掲げる事項に留意して、子どもに対する教育及び保育に従事する者の資質の向上等が図られること。

(1) 子どもの教育及び保育に従事する者の資質は、教育及び保育の要であり、自らその向上に努めること。

(2) 教育及び保育の質の確保及び向上を図るためには、日々の指導計画の作成、教材の準備、研修等が重要であり、これらに必要な時間について、午睡の時間及び休業日の活用、非常勤職員の配置等、様々な工夫を行うこと。

(3) 幼稚園の教員の免許状を有する者と保育士の資格を有する者との相互理解を図ること。

(4) 連携型外認定こども園の長及び職員に対する連携型外認定こども園の内外での適切な研修計画を作成し、研修を実施するとともに、当該研修の機会を確保することができるよう

(1) 認定こども園における教育及び保育の内容は、幼稚園教育要領及び厚生労働省が定める保育所保育指針に基づくものであるとともに、子どもの1日の生活のリズム及び集団生活の経験年数が異なること等の認定こども園に固有の事情に配慮したものであること。

(2) (1)のほか、認定こども園における教育及び保育の内容は、教育委員会規則で定める基準に適合すること。

5 子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等
認定こども園においては、教育委員会規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上等が図られること。

勤務体制の組立て等に配慮すること。

- (5) 連携型外認定こども園の長には、連携型外認定こども園を一つの園として多様な機能を一体的に発揮させる能力並びに地域の人材及び資源を活用していく調整能力が求められるため、こうした能力を向上させること。

6 子育て支援事業

連携型外認定こども園においては、保護者及び地域の子育て力を高める視点に立ち、次に掲げる事項に留意して、子育て支援事業が実施されること。

- (1) 教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、子育て相談、親子の集いの場の提供等の保護者への支援を通して保護者の子育て力の向上を積極的に支援すること。この場合においては、子育て世帯からの相談を待つだけでなく、地域の子育て世帯に対して働きかけていくよう努めること。

- (2) 保護者が希望するときに利用することが可能な体制を確保するため、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成26年文部科学省令第2号）第2条各号に掲げる事業のうち複数の事業を週3日以上実施すること。

- (3) 子どもの教育及び保育に従事する者が研修等により子育て支援に必要な能力を涵養し、その専門性及び資質を向上させていくとともに、地域の子育てを支援するボランティア、特定非営利活動法人、専門機関等と連携する等、様々な地域の人材及び社会資源をいかしていくこと。

6 子育て支援事業

認定こども園においては、保護者及び地域の子育て力を高める視点に立ち、教育委員会規則で定める事項に留意して、子育て支援事業が実施されること。

7 管理運営等

- (1) 連携型外認定こども園においては、多様な機能を一体的に提供するため、1人の連携型外認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行うものであること。
- (2) 連携型外認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して連携型外認定こども園の長が定めるものであること。
- (3) 連携型外認定こども園の開園日数及び開園時間は、保育を必要とする子どもに対する教育及び保育を適切に提供することができるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて連携型外認定こども園の長が定めるものであること。
- (4) 保護者が多様な施設を適切に選択することができるよう、連携型外認定こども園に関する情報開示に努めること。
- (5) 児童虐待の防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、連携型外認定こども園に入園する子どもの選考を公正に行うとともに、県及び市町村と連携を図りながら、これらの子どもの受入れに適切に配慮すること。
- (6) 子どもの安全及び健康を確保するため、連携型外認定こども園の施設設備等について耐震、防災、防犯等の体制を整えること。
- (7) 連携型外認定こども園において事故等が発生した場合の補

7 管理運営等

- (1) 認定こども園においては、多様な機能を一体的に提供するため、1人の認定こども園の長を置き、全ての職員の協力を得ながら一体的な管理運営を行うものであること。
- (2) 認定こども園における児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児に対する保育時間は、1日につき8時間を原則とし、保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めるものであること。
- (3) 認定こども園の開園日数及び開園時間は、児童福祉法第39条第1項に規定する乳児又は幼児に対する保育を適切に提供することができるよう、保護者の就労の状況等の地域の実情に応じて認定こども園の長が定めるものであること。
- (4) 保護者が多様な施設を適切に選択することができるよう、認定こども園に関する情報開示に努めること。
- (5) 児童虐待の防止の観点から特別の支援を要する家庭、ひとり親家庭又は低所得家庭の子ども、障害のある子どもその他の特別な配慮が必要な子どもの利用が排除されることのないよう、認定こども園に入園する子どもの選考を公正に行うとともに、県及び市町村と連携を図りながら、これらの子どもの受入れに適切に配慮すること。
- (6) 子どもの安全及び健康を確保するため、認定こども園の施設設備等について耐震、防災、防犯等の体制を整えること。
- (7) 認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑

償を円滑に行うことができるよう、適切な民間保険等への加入を通じて、補償の体制を整えること。

- (8) 自己評価、外部評価等により子どもの視点に立った連携型外認定こども園としての評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。
- (9) その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が連携型外認定こども園である旨の表示をしなければならないこと。
- (10) 連携型外認定こども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(10)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

8 非常災害対策

- (1) 連携型外認定こども園においては、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員及び保護者等に周知しなければならないこと。
- (2) 連携型外認定こども園においては、非常災害に備えるため、(1)の防災対策マニュアルの概要を当該連携型外認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に掲示するとともに

に行うことができるよう、適切な民間保険等への加入を通じて、補償の体制を整えること。

- (8) 自己評価、外部評価等により子どもの視点に立った認定こども園としての評価を行い、その結果の公表等を通じて教育及び保育の質の向上に努めること。
- (9) その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならないこと。
- (10) 認定こども園においては、食事の提供に当たっては、県内で生産された農林水産物（以下(10)において「県内産農林水産物」という。）及び県内産農林水産物を原料として県内で加工された食品を積極的に使用するよう努めるものとする。

8 非常災害対策

- (1) 認定こども園においては、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、南海トラフ地震（高知県南海トラフ地震による災害に強い地域社会づくり条例（平成20年高知県条例第4号）第2条第1号に規定する南海トラフ地震をいう。）その他の非常災害に対する防災対策マニュアルを策定し、並びに必要に応じて点検及び見直しを行い、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、これらを定期的に職員及び保護者等に周知しなければならないこと。
- (2) 認定こども園においては、非常災害に備えるため、(1)の防災対策マニュアルの概要を当該認定こども園の建物又は敷地の公衆の見やすい場所に掲示するとともに、定期的に避難、救

に、避難、救出その他必要な訓練を定期的に（避難及び消火に対する訓練にあつては、毎月1回以上）行わなければならないこと。

9 暴力団の排除

(1) 連携型外認定こども園の設置者、連携型外認定こども園の長その他連携型外認定こども園の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）

（（2）において「連携型外認定こども園の設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であつてはならないこと。

(2) 連携型外認定こども園の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。（3）において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならないこと。

(3) 連携型外認定こども園の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならないこと。

10 過疎地域等における特例

教育委員会は、連携型外認定こども園の認定を受けようとする施設が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他特別の事情があると認められる地域にある場合において、子どもの教育及び保育の場を確保するため特に必要があると認めるときは、2及び3に規定する基準を緩和し、又は適用しないことができる。

出その他必要な訓練を行わなければならないこと。

9 暴力団の排除

(1) 認定こども園の設置者、認定こども園の長その他認定こども園の業務を統括する者（当該業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）（（2）において「認定こども園の設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であつてはならないこと。

（（2）において「認定こども園の設置者等」という。）は、暴力団員等（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であつてはならないこと。

(2) 認定こども園の設置者等は、暴力団（高知県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。（3）において同じ。）又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有してはならないこと。

(3) 認定こども園の運営に当たっては、暴力団若しくは暴力団員等を利用し、又は暴力団若しくは暴力団員等を運営に関与させてはならないこと。

10 過疎地域等における特例

教育委員会は、認定こども園の認定を受けようとする施設が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域その他特別の事情があると認められる地域にある場合において、子どもの教育及び保育の場を確保するため特に必要があると認めるときは、2及び3に規定する基準を緩和し、又は適用しないことができる。

子ども・子育て支援新制度について

<p>【子育てをめぐる現状】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○急速な少子化の進行 ○子ども・子育て支援が質・量ともに不足 ○子育ての孤立感と負担感の増加 ○深刻な待機児童問題 ○質の高い幼児期の学校教育の振興の重要性等々 		<p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○質の高い幼児期の学校教育 保育の総合的な提供 ○保育の量的拡大・確保(待機児童の解消) ○教育・保育の質的改善 ○地域の子ども・子育て支援の充実
--	--	---

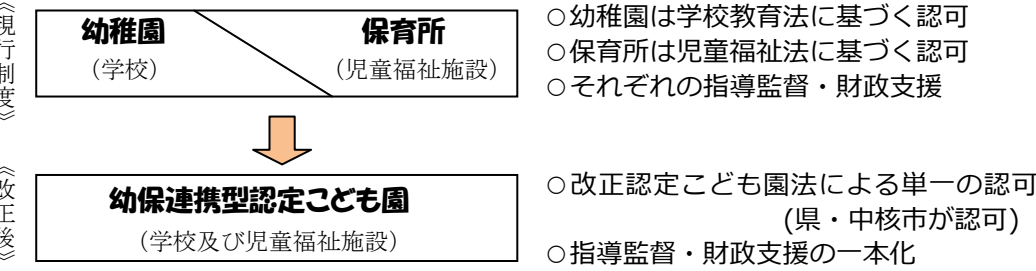
子ども・子育て関連3法の成立（平成24年8月）

3法とは…子ども・子育て支援法、認定こども園法、児童福祉法を含む関係法律の整備
 (目的) 保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、
 幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する

関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度の主なポイント

(1) 認定こども園制度の改善

・幼保連携型認定こども園について、認可・指導監督を一本化し、学校及び児童福祉施設の両方の法的位置づけを持つ単一の施設とする



<p>認定こども園法の改正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第13条第1項 県・中核市は幼保連携型認定こども園の設備運営基準を条例で定めなければならない。 ○第25条 幼保連携型認定こども園審議会を設置 	<ul style="list-style-type: none"> ① 現行の認定こども園条例に「幼保連携型認定こども園」の認可に関する基準を追加 ② 認可審査等の役割をもつ審議会設置を追加
--	--

(2) 共通の給付制度

認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付制度の創設・・・「施設型給付」
 小規模保育事業、家庭的保育事業など地域型保育事業の創設・・・「地域型保育給付」

- 地域型保育事業は、都市部における待機児童の解消とともに、子どもの数が減少傾向にある地域における保育機能の確保に対応
- 市町村が策定する「市町村子ども・子育て支援事業計画」による事業への給付(確認制度)

高知県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の改正

- ① 規程の整備を追加(重要事項に関する規程の整備)
- ② 業務の質の評価についての項目を追加
- ③ 利用料についての項目の削除

(①、②…市町村が定める確認の運営基準条例において、事業所要件として規定されるため。
 ③…市町村が定める確認の運営基準条例において規定されるため。)

(3) 地域の子ども・子育て支援の充実

保育が必要な子どもがいる家庭だけでなく、すべての家庭を対象に市町村の計画に基づき、地域のニーズに合わせた子育て支援の充実を図る

認定こども園4類型の比較

—認定こども園への財政措置や認可・指導監督の変更点—

- 認定こども園法の改正により、新たな「幼保連携型認定こども園」は「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一の施設」として創設。
- 財政措置は、共通の「施設型給付」で一本化し、市町村が子ども・子育て支援法に基づき、給付を行う。

■認定こども園4類型毎の比較

類型	現行制度		新制度	
幼保連携型 設置主体※2 国 自治体 学校法人 社会福祉法人	財政措置 私学助成等※1 保育所運営費		財政措置を一本化 認可・指導監督の基準を一本化	施設型給付 子ども・子育て支援法に基づく市町村による確認 幼保連携型認定こども園 (学校及び児童福祉施設) 認定こども園法
幼稚園型 設置主体※2 国 自治体 学校法人	財政措置 私学助成等※1 安心こども基金		財政措置を一本化	施設型給付 子ども・子育て支援法に基づく市町村による確認 幼稚園 (学校) 保育所機能 学校教育法
保育所型 設置主体 制限なし	財政措置 安心こども基金 保育所運営費		財政措置を一本化	施設型給付 子ども・子育て支援法に基づく市町村による確認 幼稚園機能 保育所 (児童福祉施設) 児童福祉法
地方裁量型 設置主体 制限なし	財政措置 認可・指導監督		財政措置を適用	施設型給付 子ども・子育て支援法に基づく市町村による確認 幼稚園機能 保育所機能

※1 就園奨励費、私学助成(一般補助、預かり保育推進経費、特別支援教育経費)等。

※2 宗教法人立や個人立等(いわゆる附則6条園)も、一定の要件の下、設置主体になることができる。

幼保連携型認定こども園の認可基準




■基本的な考え方

- 学校及び児童福祉施設の双方の位置づけを有する“単一の施設”として、幼保連携型認定こども園にふさわしい「単一の基準」とする。
- 既存施設（幼稚園、保育所、認定こども園）からの円滑な移行のため、「設備」に関する基準については、一定の移行特例を設ける。
- 法施行までに現行制度の認定を受けた幼保連携型認定こども園については、施行日の前日までに別段の申出をしない限り、新しい幼保連携型認定こども園としてのみなし認可を受けるとなり、「設備等」については、現行基準を適用する。

■条例制定にあたって

- ①幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）に準ずることを基本とする。
- ②本県を取り巻く状況を踏まえ、県独自基準を規定する。（第16条）
 - ・非常災害対策…防災対策マニュアルの策定及び必要に応じた点検・見直しを実施。併せて職員や利用者に関わりやすく掲示。
 - ・地産地消の推進…県内産農林水産物や加工食品を積極的に使用するよう努める。
 - ・暴力団の排除

■設置パターン別の基準

施設の設置パターン	考え方	主な基準
<p style="text-align: center;">新設</p>  <p>新規で幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●幼稚園又は保育所の高い水準を引き継ぐ 	<p>〈学級編制・職員配置基準〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満3歳以上の子どもの教育時間は学級を編制し、専任の保育教諭を1人配置 ●職員配置基準は、4・5歳児 30:1、3歳児 20:1、1・2歳児 6:1、乳児 3:1 <p>※配置数は、幼稚園教諭免許状と保育士資格を有する副園長・教頭を含む（経過措置有り）</p> <p>〈園長等の資格〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●原則として教諭免許状と保育士資格を有し、5年以上の教育職・児童福祉事業の経験者 ●上記と同等の資質を有する者（設置者が判断する際の指針あり） <p>〈園舎・保育室等の面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満3歳以上の園舎面積は、幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増） ●居室・教室面積は、保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人） <p>〈園庭（屋外遊戯場、運動場）の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●園庭は同一敷地内又は隣接地に必置とし、面積は、①と②の合計面積 ①満2歳の子どもの保育所基準（3.3㎡/人） ②満3歳以上の子どもに係る幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）と保育所基準のいずれか大きい方 <p>※代替地は面積算入せず、一定条件を満たす屋上は例外的に算入可とする。</p> <p>〈食事の提供、調理室の設置〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●提供範囲は、保育認定を受ける2号・3号認定子ども（1号認定子どもへの提供は園の判断） ●原則自園調理（満3歳以上は現行の保育所と同じ要件により外部搬入可）
<p style="text-align: center;">幼稚園・保育所からの移行</p>  <p>既設の幼稚園（幼稚園型認定こども園）又は保育所（保育所型認定こども園）を基に、新たな幼保連携型認定こども園を設置する場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●適正な運営が確保されている施設に限り、新たな基準に適合するよう努めることを前提として、「設備」に関して移行特例を設ける ●確認制度における情報公表制度において、移行特例の適用状況を公表し、努力義務を実質的に促す ●施行10年経過後に、設置の状況等を勘案し、移行特例の内容等を改めて検討する 	<p>〈園舎面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育所からの移行 保育所基準（1.98㎡/人、乳児室は1.65㎡/人、ほふく室は3.3㎡/人）で可 ●幼稚園からの移行 幼稚園基準（3学級420㎡、1学級につき100㎡増）で可 <p>〈園庭の設置・面積〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●保育所からの移行 保育所基準（満2歳以上3.3㎡/人）で可 ●幼稚園からの移行 幼稚園基準（3学級400㎡、1学級につき80㎡増）で可 <p>〈園庭の設置・面積（代替地・屋上）〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ●満2歳の子どもの必要面積に限り、一定要件のもと代替地・屋上の算入可
<p style="text-align: center;">幼保連携型認定こども園からの移行</p>  <p>法律上、新たな幼保連携型認定こども園の設置認可を受けたものとみなされる場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●新たな基準に適合するよう努めることを前提に、「設備等」に関して、現行の幼保連携型認定こども園の基準によることを認める経過措置を設ける（法律の附則） 	<ul style="list-style-type: none"> ●職員配置に関して、現行の幼保連携型認定こども園の配置基準（1号認定子どもは35:1、2号・3号認定子どもは年齢別配置基準）によることを認める ●設備に関して、現行の幼保連携型認定こども園の設備基準によることを認める（学級編制、運営などについては、新設と同じ基準）

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(第6条～第19条)

根拠法: 認定こども園法第13条第1項

〈条例制定にあたっての考え方〉

①幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号)に準ずることを基本とする。

②本県を取り巻く状況を踏まえ、県独自基準を規定する。(第16条)

- 非常災害対策…防災対策マニュアルの策定及び必要に応じた点検・見直しを実施。併せて職員や利用者にわかりやすく掲示。
- 地産地消の推進…県内産農林水産物や加工食品を積極的に使用するよう努める。
- 暴力団の排除

条項	国基準				高知県(案)			
第4条	【従】	学級編制	満3歳以上の園児で原則35人以下 原則、年度の初日の前日において同年齢の園児で編制			第9条	学級編制	国基準どおり
第5条	【従】	職員の配置	各学級ごとに専任の保育教諭等(主幹保育教諭、指導保育教諭又は保育教諭)を1人以上配置。 特別な事情がある時は、担任を副園長・教頭が兼任可。又は学級数の1/3以内で助保育教諭・講師が担任可。			第10条	職員の配置	国基準どおり
			0歳児	3:1	常時2人を下ってはならない。			
			1歳・2歳児	6:1				
			3歳児	20:1				
			4歳・5歳児	30:1				
			副園長又は教頭	努力義務	-			
			主幹養護教諭 養護教諭 養護助教諭	努力義務				
			事務職員	努力義務				
調理員	必置	満3歳以上の園児の食事について、調理業務を委託し外部搬入する場合は不要。						
第6～7条	【従】	施設設備	園舎及び園庭を備えること。原則、同一の敷地内又は隣接する位置に設けること。			第11～12条	施設設備	国基準どおり
園舎の階数	原則2階建以下。特別な事情があれば3階建以上も可。							
乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所の設置階	原則1階。耐火建築・待避設備を備える場合2階への設置可。							
	満3歳以上	3階以上の設置は不可。						
満3歳未満	耐火建築・待避設備を備える場合3階への設置可。							
面積	0歳・1歳児	乳児室	必置	ほふくしないものの人数×1.65㎡				
		ほふく室	必置	ほふくするものの人数×3.3㎡				

条項		国基準						高知県（案）					
第6～7条	【従】	施設設備	面積	2歳児	保育室	必置	1.98㎡/人		*いずれか大きい方	第11～12条	施設設備	国基準どおり	
					遊戯室	必置	1.98㎡/人（特別な事情があれば、保育室と兼用可。）						
					園庭（屋外遊技場）	必置	3.3㎡/人						
				3～5歳児	園舎	必置	1学級	180㎡					
							2学級以上	320+100×（学級数-2）㎡					
					保育室	必置	1.98㎡/人（保育室の数は学級数を下ってはならない。）						
					遊戯室	必置	1.98㎡/人（特別な事情があれば、保育室と兼用可。）						
					園庭（屋外遊戯場）	必置	3.3㎡/人						
							2学級以下	330+30×（学級数-1）㎡					
			3学級以上	400+80×（学級数-3）㎡									
設備	【参】	施設設備	職員室	必置									
			保健室	必置	特別な事情があれば、職員室と兼用可。								
			便所	必置									
			調理室	必置	原則“自園調理”								
				満3歳未満	外部搬入不可。								
				3歳～5歳児用	以下の条件を満たせば、給食の外部搬入可能								
					①認定こども園が業務上必要な注意を果たしうる体制が確保されること								
					②栄養士による必要な配慮が行われること								
			③衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する受託業者であること										
			④年齢、発達段階や健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮など、食事の内容、回数及び時機に適切に対応できること										
⑤食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること													
ただし、この場合も加熱、保存等の調理機能を有する施設は必要													
20人未満	提供すべき人数に応じて必要な調理設備を備えていれば、独立調理室でなくても可。												
飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備	必置	（飲料用設備は手洗用設備・足洗用設備とは区別して設置）											
放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児洗浄用設備、図書室、会議室	設置努力義務												
第8条	【参】	園具・教具	学級数及び園児数に応じ、必要な種類・数を備え、常に補充し改善すること。		第13条								

条項	国基準				高知県（案）				
第9条	【参】	運営	教育・保育時間	原則1日8時間。保護者の労働時間、家庭状況を考慮して園長が定める。		第14条	運営	国基準どおり	
	【従】			満3歳以上の教育時間	1日標準4時間				
				満3歳以上の教育週数	39週を下ってはならない。				
第10条	【参】		子育て支援事業	教育及び保育に関する専門性を十分に活用し、保護者自身の子育て力の向上を積極的に支援すること。地域における需要に照らし適切に提供し得る体制の下で行い、地域の人材や社会資源の活用を図るよう努めること。		第15条			
第11条	【参】		掲示	幼保連携型認定こども園である旨を見やすい場所に掲示。		第16条			
第12条	【従】		学校教育法施行規則の準用	園児が心身の状況によって履修することが困難な教科は、心身の状況に適合するよう課すこと。		第17条			
第13条	【参】		児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の準用	設備運営基準	設備運営基準を超えて設備及び運営を向上させること。 設備運営基準を超えて設備及び運営している施設は、設備及び運営基準を理由に設備及び運営を低下させてはならない。				第18条
			一般原則	人権に配慮し人格を尊重すること。 地域社会との交流及び連携。運営に関する説明に努めること。 施設の目的を達成するために必要な設備を設けること。					
			研修等	施設職員	必要な知識及び技能の修得等に努めること。				
	【従】		施設	施設は、職員に対して、その資質向上のための研修の機会を確保しなければならない。					
		園児を平等に取り扱う原則	園児の国籍、信条、社会的身分又は費用を負担するか否かにより差別的取扱いをしてはならない。						
		虐待等の禁止	職員は、園児に虐待その他心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。						
		懲戒に係る権限の濫用禁止	園長は、懲戒に関し園児の福祉のため必要な措置をとるときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等の権限を濫用してはならない。						
		秘密保持等	職員は、正当な理由なく、業務上知り得た園児・家族の秘密を漏らしてはならない。						
		食事の提供	提供範囲	保育を必要とする子ども（2号、3号認定）					
			提供方法	原則自園調理（他の学校、社会福祉施設等と調理室を兼ねる場合含む。） 満3歳以上については、要件を満たせば外部搬入可能。					
【参】	苦情への対応	苦情受付窓口の設置等の必要な措置を講じなければならない。							
	保護者との連絡	園長は常に園児の保護者と密接な連絡をとり理解及び協力を得るよう努めること。							
第14条	【従】	幼稚園設置基準の準用	施設の位置	運営上適切で、通園の際安全な環境。		第19条			
			施設の設備	指導上、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。					
附則第2条	【従】	みなし幼保連携型認定こども園の経過措置（施行日から5年間）	職員配置 設備	従前の例によることができる。		附則第2・3項	経過措置	国基準どおり	
附則第3条	【従】	職員配置の特例 副園長・教頭の資格	施行日から5年間は、幼稚園教諭免許状又は保育士資格のどちらかで可。		附則第4項	職員配置の特例	国基準どおり		

条項		国基準					高知県（案）					
附則第4条	【従】	既存施設からの移行特例（当分の間）	幼稚園から移行する場合	耐火建築物で園児の待避上必要な設備を備えていれば、2階に保育室等を設置可。					附則第5項	既存施設からの移行特例（当分の間）	国基準どおり	
				園庭の面積	2歳児	3.3㎡/人（保育所基準）						幼稚園基準 で可
					3～5歳児	2学級以下	330+30×（学級数-1）㎡					
						3学級以上	400+80×（学級数-3）㎡					
			乳児室・ほふく室	保育所基準								
			保育室	幼稚園基準で可。								
			保育所から移行する場合	園舎の面積	満3歳以上	1.98㎡/人	保育所基準で可					
園庭の面積	3.3㎡/人											
幼稚園又は保育所から移行する場合	園庭の位置	要件（園児が安全に移動でき、安全かつ日常的に利用できること、教育及び保育の適切な提供が可能な場所）を満たせば同一敷地内又は隣接していなくても可。										
なし	なし						第16条	非常災害対策 地産地消 暴力団排除	独自基準			